

令和4年度

岐阜県地方競馬組合「笠松競馬場」ホームページ

制作・運用保守業務委託プロポーザル公募要項

令和4年9月

岐阜県地方競馬組合

企画広報課

目次

	【ページ】
第1 募集の内容	1
1 委託業務名	
2 業務内容等	
3 委託業務期間	
4 委託費の上限	
第2 応募に係る事項	1
1 参加資格	
2 企画提案書の作成	
3 応募の手続等	
第3 提案評価に係る事項	6
1 評価方法	
2 評価会議	
3 評価項目及び評価内容	
4 最優秀提案者の選定	
5 提案者が1者又はない場合の取扱い	
6 選定結果の通知及び公表	
第4 契約の締結	7
第5 業務の適正な実施に関する事項	7
1 関係法令の順守	
2 業務の一括再委託の禁止	
3 個人情報保護	
4 守秘義務	
5 立入検査等	
第6 業務の継続が困難となった場合の措置について	8
1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	
2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合	
第7 その他	8
第8 問合せ先及び各種書類の提出先	8
各種様式等	9
委託業務仕様書	
別紙1 著作権等取扱特記事項	
別紙2 情報セキュリティに関する特記事項	
別表 評価項目及び評価内容	

プロポーザル公募要項

本事業は、岐阜県地方競馬組合（以下「組合」という）「笠松競馬場」のウェブサイトを一新し、誰にとっても利用しやすく、期待感、信頼感のあるウェブサイトリニューアルするためにウェブサイトの制作・運用保守管理を行うものです。パソコン、スマートフォンでのウェブサイトの利用者や、組合職員等ウェブサイト編集者の利便性を向上させ、笠松競馬場から発信される来場者への開催情報、イベント情報、競馬場施設の案内、馬主や騎手など競馬関係者も閲覧する遠征馬情報、能力審査情報等多岐にわたる情報を多くの人に効果的に発信するとともに、誰にとっても利用しやすいウェブサイトを目指します。

本事業実施にあたり、魅力的かつ効果的なウェブサイトの制作・運用保守管理を行うため、企画提案事業者を募集します。

第1 募集の内容

1 委託業務名

岐阜県地方競馬組合「笠松競馬場」ホームページ制作・運用保守業務委託

2 業務内容等

別紙「委託業務仕様書」のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和5年3月31日（木）までの間

4 委託費の上限

4,853,000円（消費税及び地方消費税込み）

※ホームページ制作及び契約期間内の運用保守管理業務を含む

第2 応募に係る事項

1 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。以下「単独法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であることとします。

単独法人等にあっては、以下①～⑩までのすべての要件を満たしていることが必要です。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

- ② 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ③ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ④ 参加会申込の日において、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦ プロポーザル参加申込の日において、国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑧ 参加申込の日において岐阜県の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されているものであること。
- ⑨ 法令等の規定による官公署免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。
- ⑩ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

2 企画提案書の作成

- ① 「様式4」により、事業を企画・提案してください。
- ② 企画書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。事業費等は消費税を含んだ額を記載してください。
- ③ 文字サイズは10ポイント以上としてください。また、枚数制限はありませんが、添付書類等を含めて原則片面印刷に統一してください。
- ④ 表や図などについては、別資料とすることも可とします。

- ⑤ 本様式により難しい場合は、公募要領、仕様書、本様式の内容を踏まえ任意様式にて提案してください。

※なお、本委託業務終了後令和5年4月以降の本ウェブサイトの運用保守管理業務委託についても見込んでおり、その内容についても評価の基準としています。但し、本委託業務受託者以外の別事業者へ委託する可能性もあります。

3 応募の手続等

(1) スケジュール

項目	日程
① 募集要項等の公表・配布	令和4年9月8日(木)～令和4年9月22日(木)
② 募集要項等に関する質問受付	令和4年9月8日(木)～令和4年9月21日(水)
③ プロポーザル参加申込受付期間	令和4年9月8日(木)～令和4年9月22日(木)
④ 企画提案書の受付期間	令和4年9月8日(木)～令和4年10月11日(火)正午まで
⑤ プロポーザル評価会議	令和4年10月中旬
⑥ 審査結果の通知・公表	令和4年10月下旬以降

(2) 募集要項等の公表・配布

① 配布期間

令和4年9月8日(木)～令和4年9月22日(木)(休業日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

② 配布場所

岐阜県地方競馬組合企画広報課

(〒501-6191 岐阜県羽島郡笠松町若葉町12番地)

※募集要領等は、笠松競馬場ホームページ内の以下のページに掲示します。

<https://www.kasamatsu-keiba.com/%E5%85%A5%E6%9C%AD%E6%83%85%E5%A0%B1%E4%B8%80%E8%A6%A7/>

※郵送での配布は行いません。

(3) 説明会の開催、募集要項等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 説明会の開催

説明会は開催しません。

② 質問書受付期間

令和4年9月8日(木)～令和4年9月21日(水)

③ 質問書提出方法

質問書(様式1)を岐阜県地方競馬組合企画広報課あてに電子メールにファイル(ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。)を添付し提出してください。その他の方法による質問には回答を行いません。

電子メールアドレス:kikaku-k@kasamatsu-keiba.com

※電子メールの件名に「【質問】「笠松競馬場」ホームページ制作・運用保守業務委託」と記載してください。

※提出後は、後記の提出先に確認の電話をしてください。

④ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、笠松競馬場ホームページ内の以下のページにて公開します。

(<https://www.kasamatsu-keiba.com/%E5%85%A5%E6%9C%AD%E6%83%85%E5%A0%B1%E4%B8%80%E8%A6%A7/>)

(4) プロポーザル参加申込受付

① 受付期間

令和4年9月8日(木)～令和4年9月22日(木)(休業日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

② 提出書類

参加申込書(様式2)

③ 提出方法

上記受付期間までに、岐阜県地方競馬組合企画広報課へ持参又は郵送により提出してください。なお、郵送の場合は、郵送後、後記の提出先に確認の電話をしてください。

(5) 企画提案書等書類の受付

① 受付期間

令和4年9月8日(木)～令和4年10月11日(火)(休業日を除く)
午前8時30分～午後5時15分(最終日は正午まで)

② 提出書類

ア 企画提案書(様式4)

イ 見積書(様式任意、見積内訳書を含む)

③ 提出部数

10部(正本1部、副本9部)

④ 提出方法

上記受付期間までに、岐阜県地方競馬組合企画広報課へ持参又は郵送により提出してください。なお、郵送の場合は、郵送後、後記の提出先に確認の電話をしてください。

⑤ 注意事項

組合が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格(無効)事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

- ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 募集要項に違反すると認められる場合
- オ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ク その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとしします。

③ 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担としします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、期限までに企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項及び別添「委託業務仕様書」の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県地方競馬組合情報公開条例（平成 29 年条例第 1 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日（評価会議開催日前日が休日の場合は、その直前の平日）の午後 3 時まで、プロポーザル参加辞退届（様式 3）を岐阜県地方競馬組合企画広報課に持参又は郵送により申し出てください。

※郵送の場合は、郵送後、後記の提出先に確認の電話をしてください。

第3 提案評価に係る事項

1 評価方法

評価は、組合が別に定める構成員により組織された「岐阜県地方競馬組合『笠松競馬場』ホームページ制作・運用保守業務委託プロポーザル評価会議」（以下、「評価会議」という。）が行います。

なお、評価会議では、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し審査の上、最優秀提案者を選定します。

2 評価会議

開催日時：令和4年10月中旬以降を予定しています。

開催場所：笠松競馬場（岐阜県羽島郡笠松町若葉町12番地）

企画提案の所要時間（予定）

- | | |
|------------|-------|
| ・プレゼンテーション | 30分以内 |
| ・質疑応答 | 15分程度 |

注意事項：

- ・開催日時及び開催場所、各参加者の開始時間は後日通知します。
- ・プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり2名までとします。
- ・評価会議当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定時間に遅れた場合は、評価会議への参加を認めません。
- ・プレゼンテーションに必要な備品がある場合は提案者でご用意ください。

3 評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

4 最優秀提案者の選定

基準点を満たしており、且つ、各評価会議構成員の順位点の合計が最も低い提案者を最優秀提案者として選定します。

各評価会議構成員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。

なお、順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、くじ引きにより決するものとします。

5 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者として選定します。また、基準点に満たない場合、または提案者がない場合には、再度公募を実施します。

6 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表します。

- (1) 最優秀提案者の名称及び評価点
- (2) 全提案者の名称（申込順）
- (3) 全提案者の評価点（得点順） ※ただし、応募者が2者の場合は公表しない。
- (4) 最優秀提案者の選定理由
- (5) 評価会議構成員の氏名
- (6) 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合はその理由

第4 契約の締結

選定した最優秀提案者と組合が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案の内容が基本となりますが、協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、契約が不調に終わった場合は、基準点を満たす次点の者と交渉するものとします。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

3 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県地方競馬組合個人情報保護条例（平成29年岐阜県地方競馬組合条例第2号）及び、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

4 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

5 立入検査等

組合は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができるものとします。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

組合と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、組合は契約の取消しができます。この場合、組合に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、組合及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 その他

最優秀提案者が、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第8 問合せ先及び各種書類の提出先

〒501-6191 岐阜県羽島郡笠松町若葉町 12 番地

岐阜県地方競馬組合企画広報課

TEL : 058-387-9079 (直通)

FAX : 058-387-0974

電子メールアドレス : kikaku-k@kasamatsu-keiba.com

様式1

令和 年 月 日

岐阜県地方競馬組合 宛

岐阜県地方競馬組合「笠松競馬場」ホームページ制作・運用保守業務委託

質 問 書

岐阜県地方競馬組合「笠松競馬場」ホームページ制作・運用保守業務委託プロポーザル募集要項等について、質問事項がありますので提出します。

企業名（団体名）：

所 在 地：

担 当 者 名：

電 話：

F A X：

電 子 メ ー ル：

質問項目	(募集要項または仕様書の別・ページ数等)
内 容	

(注意) 質問事項は、当様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

岐阜県地方競馬組合 宛

岐阜県地方競馬組合「笠松競馬場」ホームページ制作・運用保守業務委託

プロポーザル参加申込書

【申込者】

所在地

法人等名称

代表者職・氏名

印

〔事務担当者〕

所属部署

役職

氏名

電話番号

E-mail

私は、岐阜県地方競馬組合「笠松競馬場」ホームページ制作・運用保守業務委託プロポーザル募集要項に基づき、当該プロポーザルに参加します。

なお、提出書類の記載事項はすべて事実と相違なく、かつ、同業務プロポーザル募集要項第2-1（参加資格）に定める資格要件を満たしていることを誓約します。

令和 年 月 日

岐阜県地方競馬組合 宛

岐阜県地方競馬組合「笠松競馬場」ホームページ制作・運用保守業務委託

プロポーザル参加辞退届

【参加申込者】

所在地
企業名
(団体名)
代表者
電話番号
FAX番号
電子メール

印

私は、岐阜県地方競馬組合「笠松競馬場」ホームページ制作・運用保守業務委託に係るプロポーザルについて参加を辞退します。

様式4

岐阜県地方競馬組合「笠松競馬場」ホームページ制作・運用保守業務委託
企画提案書

岐阜県地方競馬組合 宛

住 所

企業名 (団体名)

代表者名

印

岐阜県地方競馬組合が実施する岐阜県地方競馬組合「笠松競馬場」ホームページ制作・運用保守業務委託に係る企画提案に参加したいので、下記指定の書類を添えて企画提案書を提出します。

記

添付書類

- 1 事業者の概要 (別紙1)
- 2 ウェブサイトの制作(別紙2、3)
 - ① 競馬ファンや馬券購入者、競馬関係者向け情報の迅速かつ効果的な発信及び笠松競馬場の魅力を伝える方策について
 - ② ウェブサイトの構築・デザインについて
 - ③ 馬券購入へつながるようなウェブサイトの構築について
 - ④ 笠松競馬場に繰り返し訪れたいくなるようなウェブサイトの構築、コンテンツについて
 - ⑤ ウェブサイト利用者及び編集者双方の視点からみたウェブサイトの操作性について
 - ⑥ CMSの導入について
- 3 システムの運用(別紙4)
- 4 委託業務の実施体制・スケジュールについて (別紙5)
- 5 受託業務実績書 (別紙6)
- 6 社会的課題への取り組み状況 (別紙7)
- 7 トップページイメージ案(任意様式)

事業者の概要

項目	内容	
法人・団体等の名称		
代表者職・氏名		
事業所の所在地	〒 住所	
法人・団体等の 目的と業務概要		
設立年月日	年 月 日	
従業員数	名	
法人・団体等の組織図 ※「別紙のとおり」とし、書類を 添付しても構いません。		
担当者職氏名 及び連絡先	職・氏名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

注) 1 すべての項目を記載してください。

2 各項目の枠取りについては、記載内容に応じ、変更可とします。

ウェブサイトの制作について

- ① 競馬ファンや馬券購入者、競馬関係者向け情報の迅速かつ効果的な発信及び笠松競馬場の魅力を伝える方策について

競馬ファンや馬券購入者、競馬関係者向け情報を迅速かつ効果的に発信し、ウェブサイト閲覧者、編集者双方の利便性が図られること。また、笠松競馬場への来場促進につなげるためのウェブサイトの基本方針及び具体的かつ効果的な方策を記載してください。

- ② ウェブサイトの構築・デザインについて

笠松競馬場の魅力を効果的に発信するとともに、公営競馬に係る必要な情報を閲覧者に分かりやすく提供する構成やコンテンツ内容、デザインについて、トップページのイメージ案(任意様式により別途提出)を用い、具体的に記載してください。

仕様書を上回る独自の提案についても具体的に記載してください。

- ③ 馬券購入に繋がるようなウェブサイト構築について

本ウェブサイトを閲覧した者を、来場に加え、馬券購入意欲を向上させる方策を具体的に記載してください。

ウェブサイトの制作について

④ 笠松競馬場に繰り返し訪れたいくなるようなウェブサイト構築について

本ウェブサイトを読覧した者が、笠松競馬場に繰り返し訪れたいくなるような方策を具体的に記載してください。また、ウェブサイトの運用保守管理上での方策もあれば記載してください。

⑤ ウェブサイト利用者及び編集者双方の視点からみたウェブサイトの操作性について

読覧者の操作に配慮したウェブサイトのアクセシビリティ[岐阜県1]、ユーザビリティ[岐阜県2]を確保するための方針及び効果的なSEO対策[岐阜県3]について記載してください。

また、組合職員がウェブサイト編集するにあたっての見やすさ、操作性の良さを確保するための方針及び機能について記載してください。

⑥ CMS[岐阜県4]の導入について

組合職員がコンテンツの追加・編集を容易に行うことができる方策について記載してください。また、編集における便利な機能等編集作業が効率的に実施出来るような方針について記載してください。

仕様書を上回る独自の機能提案についても具体的に記載してください。

システムの運用について

⑦システム要件について

(1) ウェブサイトサーバー[岐阜県5]の概要(機能、能力など)について具体的に記載してください。
移行後の現行ウェブサイトの取り扱いについて示すこと。

(2) ウェブサイトのセキュリティ対策の方針、内容などを具体的に記載してください。

(3) 運用管理・保守業務の概要(運用管理におけるウェブサイト更新業務の範囲など)

なお、3年間にわたる運用管理・保守業務にかかる費用について見積内訳を明記してください。

委託業務の実施体制・スケジュールについて

事業の実施に必要な実施体制を示し、具体的なスケジュールを記載してください。

①実施体制

②スケジュール

③業務実施におけるセキュリティ対策の行き届いた運営

受託業務実績書

発注者名			
業務の名称			
業務場所の都道府県			
契約額（円）			
契約期間			
業務の概要及び規模			
委託業務との関連性 活用できるノウハウ			

- 注) 1 令和元年度以降に受託したウェブサイト構築の実績について記載してください。
2 すべての項目について記載してください。
3 記載欄が不足する場合は、この様式を複写して記載してください。

社会的課題への取り組み状況

※下表の「評価の要件」を確認し、該当するものにチェックを入れてください。

(「障がい者雇用」については、(1)(2)のいずれか該当する方にチェック願います。)

※各項目の左側(達成等)をチェックした場合は、それを証明する「添付書類」を添付してください。

項目	評価の要件
仕事と家庭の両立支援 (2点(各1点))	<p>◆ 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度への登録状況</p> <p><input type="checkbox"/> 登録している <input type="checkbox"/> 登録していない</p> <p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録証の写し(有効期限内のもの) <p>◆ 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業登録制度への認定状況</p> <p><input type="checkbox"/> 認定を受けている <input type="checkbox"/> 認定を受けていない</p> <p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定証の写し(行動計画期間内のもの)
障がい者雇用 (2点)	<p>(1) 障害者雇用促進法に規定する障害者雇用状況の報告義務を有する事業者(従業員 43.5 人以上)</p> <p>◆ 令和4年6月1日現在の障がい者の法定雇用率(2.3%)</p> <p><input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 未達成</p> <p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年6月1日現在で、主たる事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」の写し <p>(2) 障害者雇用状況の報告義務が無い事業者(従業員 43.5 人未満)</p> <p>※(1)以外の事業者</p> <p>◆ 現時点での障がい者の雇用状況</p> <p><input type="checkbox"/> 1人以上採用している <input type="checkbox"/> 採用していない</p> <p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者を雇用していることを証明する書類 ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳の写し(提出にあたっては、利用目的を明らかにしたうえで、本人の同意を得てください。) ・雇用保険被保険者資格取得時に公共職業安定所から交付される「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」(公共職業安定所において印字されたもの)の写し
若者の採用・育成 (1点)	<p>◆ 若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定企業」に認定されているか</p> <p><input type="checkbox"/> 公開されている <input type="checkbox"/> 公開されていない</p>